



壬生町政だより

発行所 栃木県壬生町役場

(毎月24日発行)

昭和34年9月30日第三種郵便物認可

一部3円

住民登録人口

昭和41年12月1日現在		対前月比
総人口	24,138人	17人減
男	11,893人	7人ク
女	12,245人	10人ク
世帯数	5,041世帯	3世帯減

壬生町七五石の早乙女藤平さんなど、10軒の農家では、促成栽培の早熟イチゴをクリスマスや正月用として、東京市場に出荷しています。

この早出しイチゴは、6月下旬に仮植し、7月下旬、温度の低い日光戦場ヶ原に移し20日間、午前8時～午後5時の間にて短日低温処理を行います。

この種のイチゴは、紅鶴とホッタ・ワンドアで、今年初めて栽培され、10月23日初出荷しました。

東京市場の話では、北関東で、この条件で、これだけの品種が出来るとは……と、びっくりしています。(写真=早乙女藤平・幸さん一家のイチゴ摘み風景)



☆ ☆ ☆

日光イチゴ・早出したけなわ



三十二名を表彰

壬生町消防点検

第一金曜日	六日
第二火曜日	十一日
第三火曜日	十七日
第四火曜日	二十四日
第五火曜日	三十日

謝状贈られた方は次の通り。
▽栃木県消防協会長表彰
三十カ年勤続者・田村栄市(副団長)、二十
九年勤続者・石川昭三(副団長)、飼沼三典
(第二分団長)、十五年勤続者・桑川正男(第三
三分団長)、五年勤続者・桑川正男(第三
三分団長)、外三名。

▽下都賀支部功績章受賞者・中村安博(第三
下都賀支部功績章受賞者)、中村安博(第三
分団第三部長)、外五名。

▽壬生町長表彰
第一勤続廿二年・田村栄市(副団
長)、二十三年勤続・石川
昭三(副団長)、外一名。
○勤続章受賞者・田村栄
三十五年勤続・石川正男
(班長)、外三名。

○功績章受賞者・田中勝
正、外九名 ○感謝状贈
呈(退屈者)藤原、男元
第一勤続廿三年・田中勝
十九名 ○外部協力者表
彰、火災早期発見感謝状
贈呈、田村文雄(下福寺
外四名 ○無火災部落感
謝状贈呈、中泉部落 ○
消防事務運営者感謝状贈
呈、三上喜一(西高野)
外二名

(写真)消防団のポンプ

無料	一月の心配 ごと相談
第一金曜日	六日
第二火曜日	十一日
第三火曜日	十七日
第四火曜日	二十四日
第五火曜日	三十日

第一勤続廿二年・田村栄市(副団
長)、二十三年勤続・石川
昭三(副団長)、外一名。
○勤続章受賞者・田村栄
三十五年勤続・石川正男
(班長)、外三名。

○功績章受賞者・田中勝
正、外九名 ○感謝状贈
呈(退屈者)藤原、男元
第一勤続廿三年・田中勝
十九名 ○外部協力者表
彰、火災早期発見感謝状
贈呈、田村文雄(下福寺
外四名 ○無火災部落感
謝状贈呈、中泉部落 ○
消防事務運営者感謝状贈
呈、三上喜一(西高野)
外二名

(写真)消防団のポンプ

工業統計調査

No.96

-4-

農委選挙権者の受給権者であることを証明する戸籍と抄本です。

なお詳細は住民課でおたずね下さい。



昭和34年9月30日第三種郵便物認可 No.96

昭和41年12月24日発行

農委選挙権者の受給権者であることを証明する戸籍と抄本です。

象に十二月三十日現在で、

次の方の三つの調査を行います。

一、工業統計調査は事業所の大小に関係なく、家庭従業者あるいは従業者が一人以上九人まで(乙調査票二千人以下)人まで(乙調査票二千人以下)

上(甲調査票)に分かれます。

二、中小企業統合基本調査は業種別規格別に中小企业の実態をつかむために抽出された企業だけが対象になります。

三、製造業物質流通調査は從業員二十人以上の事業所について行います。

以上の調査は統計目的以外には使いません。調査がお伺いいたしますからあります。

農地報償金は農地報償金(自作農設特別措置法)により農地を開拓した方のため給付金の支給に関する法律に基づくの手続を開始しています。

きは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

年未年始の役場事務

昭和四十年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

人事消息

年三月三十一日で打ち切ります。そして四十

年未年始の役場事務

昭和四十年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

黒川の舟運

昭和四十二年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

江戸時代の壬生

昭和四十二年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

河岸の堤防

昭和四十二年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

竹村も役場に送った

昭和四十二年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

堤防



水量からみると舟運など思いも及ばぬとしてあるが當時は有用な水路として十分の役目を果すことが出来た。
城下町の黒川治場の舟着き場として五つの河岸(かし)があつた。即ち上河岸(宮下河岸)、中河岸(藤井河岸)、下河岸等がそぞろに並んでいた。

昭和四十二年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

堤防

昭和四十二年一月一日現在住

所のある市町村で同日以後に支払われる退職手当などに対する税金の支給義務がある者は町県民税は他の所得と併せて退職手当が支払われたときは、昭和四十年四月一日から(特別措置)役場に納める

堤防